

(評価資料7)

評価項目	7 研究成果の活用に関すること
当センターの状況	<p>(1) 研究成果の実用化、事業化の状況 食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法開発に関する研究では、厚生労働省が実施している公示試験法の整備に貢献したほか、化学物質環境実態調査に関する分析に関する研究では、開発した分析法が環境省の実施する化学物質環境実態調査（初期、詳細環境調査）の分析法として採用されるなどの成果をあげている。</p> <p>(2) 研究成果の普及状況 研究成果は年報にとりまとめ、地方衛生研究所、地方環境研究所、共同研究者等に配布している。</p> <p>(3) 研究成果の知的財産権化、活用の的確性 研究成果の知的財産化について、当センター職員が関与した特許の登録件数は2件で、うち共同研究に係る登録が1件、当センター単独の研究に係る登録が1件となっている。</p>
評価結果	<p>○ 評価 A：適当（6人）・B：要改善（0人）・C：不適当（0人）</p> <p>○ 評価コメント</p> <p>(1) 研究成果の実用化、事業化の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示試験法や分析法に採用されたことを評価。 ・ 研究成果の実用化・事業家に取り組んでいる。 ・ 研究成果が公的な試験に採用されるなど、高い成果を上げている。 <p>(2) 研究成果の普及状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アツモリソウなど自然保護、検査法への提供など対外的な支援や業務の推進に活用された。 ・ 研究成果の普及・活用に積極的に取り組んでいると認める。 ・ 研究成果が放射線測定、衛生検査、稀少生物保護などの現場に届けられ社会実装が実現されている。 <p>(3) 研究成果の知的財産権化、活用の的確性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許にも2件登録し、活用している。 ・ 知財化が必要な案件について適切な対応がとられている。
センターの対応方針	<p>研究成果の活用に関し、開発した分析法の公定法採用など一定の成果をあげている。引き続き、関係機関や県民等に対し研究成果の周知を図り、県民の幸福度向上に寄与したい。</p>